

生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

会議録（要旨）

会 議 要 旨

1 会議名称 第1回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会

2 開催日時 平成24年10月25日(木) 午後3時～午後5時

3 開催場所 コミュニティセンター(生駒セイセイビル4階)402、403会議室

4 出席者 出席委員10名

(学識のある経験者)

米増國雄 委員
山下一美 委員
村松 繁 委員
藤田藤樹夫 委員
中西達也 委員

(関連のある自治会代表)

藤堂宏子 委員
窪田博明 委員
栄枝与志憲 委員
藤堂宏子 委員
吉田喜代一 委員
谷岡 實 委員

事務局

環境経済部 奥谷部長

環境政策課 岡田課長、川島課長補佐、大熊、西谷、張

経済振興課 中谷課長、中川課長補佐、谷

上下水道部

下水道管理課 栗野課長補佐、財満、梅本

傍聴者 0名

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱式
- (3) あいさつ
- (4) 委員等紹介
- (5) 委員長及び副委員長の選出
- (6) 案件

- 1 上六印刷(株)の施設排水処理の変更に伴う環境保全計画書について
- 2 その他

6 配布資料

- ・ 会議次第
- ・ 資料 1 生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針
- ・ 資料 2 生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例
- ・ 資料 3 環境保全協定書及び計画書
- ・ 資料 4 環境保全計画書変更箇所抜粋
- ・ 資料 5 下水予定排水の水質試験結果

7 会議経過

- ・ 委嘱式
- ・ 市長挨拶
- ・ 生駒市学研高山地区環境保全対策委員の紹介
- ・ 事務局紹介
- ・ 会議の成立について
生駒市学研高山地区環境保全対策委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、委員 12 名中 10 名の出席のため会議は成立。
- ・ 会議の公開について
公開
- ・ 署名委員について
要約筆記による記録で、会議録の署名は、委員名簿順に 2 名ずつ輪番で行なう。
本会議の署名委員は、吉田委員と谷岡委員

委員長及び副委員長の選出について

<事務局>

本日の委員会は任期当初で、委員長、副委員長が決まっておらず、学研高山地区環境保全対策委員会条例第 6 条で「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。」となっており、意見を求める旨の説明あり。

<委員>

この委員会は、専門的な知見が必要であること、他方でこの地域に住んでおられる住民の方々の意見を反映しなければならないことを考えますと委員長に、米増委員、副委員長に藤堂委員にお願いしてはと考えますが皆さんいかがでしょうか、との発言あり。

<委員全員> (拍手)

<事務局>

ただ今拍手をいただきましたので、御承認戴いたものとさせていただきます、委員長に米増委員、副委員長に藤堂委員にお願いする、との発言あり。

(委員長席に移動、委員長挨拶)

案件1 上六印刷㈱の施設排水処理に伴う環境保全計画の変更について

<委員長>

次第6の案件1「上六印刷㈱の施設排水処理に伴う環境保全計画の変更について」を議題にいたしますので事務局から説明をお願いします、との発言有り。

<事務局>

上六印刷㈱奈良本社は、平成23年2月25日に生駒市と環境保全協定を締結し、平成24年4月から本格操業し、生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針並びに環境保全協定を遵守し、地域環境に配慮した事業活動を展開されており、今回、事業所施設排水の一部を公共下水道へ排水することについて、環境保全計画変更の申し出が生駒市にあった旨の説明あり。

原点回収から下水に排水が可能になった理由として、環境配慮型機械の新規導入及び製版工程の一部を外部発注したことから、製版室系統排水を①原点回収するもの②循環再利用するもの③洗浄水の3種類に分離でき、このうち洗浄水を公共下水道へ排水するうえで市は、その洗浄水(下水予定排水)の水質試験結果から排水基準値に適合していることを確認し、受け入れ先の奈良県流域下水道センターと協議のうえ、上六印刷㈱が定期的に水質検査を実施し、市へ報告することを条件に環境保全計画書の変更を受理したいと考えます、との意見を求める旨の説明あり。

環境保全計画変更の詳細について、資料番号3は環境保全協定及び環境保全計画書で、その環境保全計画書の目次見出し項目の9番、13番、14番、15番、別紙1及び別紙2が変更する項目で、資料番号4にその変更箇所を抜粋して朱色で加筆しております。資料番号3の環境保全計画書及び資料番号4の8ページ、9水質汚濁防止対策の(3)各排水の処理対策概要で、製版室系統排水を3種類(①～③)に分類し、その排水に含まれる化学薬品・化学物質リスト及び処理方法については、資料番号4の22ページの別表2に、また排水系統フローを9ページに記載があります、

次に資料番号3及び4の14ページ、13監視測定体制で、(2)施設、ロ)で定期的に洗浄水の水質分析を行ない排水基準値以下を確認し、運用面では、排水基準値を超過した場合の措置を行う構造にすることや市職員の事業所施設内への立入及び調査

協力の義務付けを記載しています。また、資料番号3及び4の15ページ、施設及び設備の保守管理で、(2)施設、ロ)で水質分析の採取口の設置及び16ページの事故災害等の未然防止と対応処置は、緊急時連絡表で地域住民への通報を加筆し、資料番号3の20、21ページ、資料番号4の21、22ページに別表1に事業所で使用される化学物質を記載しています。最後に資料5で公共下水への予定排水(洗浄水)についての水質試験結果及び排水基準等を記載し、全ての項目で排水基準値以下を確認しております、との説明あり。

<委員長>

事務局の「上六印刷㈱の環境保全計画の変更について」の事務局からの説明に関して意見を求める発言あり。

<委員>

資料番号5に印刷会社で問題になっているジクロロメタンの記載があるが、資料番号4の全化学薬品の中に記載が無いことから事業所で使用しないが、検査項目だけがあるのか、との発言あり。

<委員長>

資料番号4のアクリレートモノマーなどMSDSの必要な指定物質が、資料番号5の下水予定排水の項目にないので、資料番号4と資料番号5の整合性が合わないのはなぜか、との発言あり。

<事務局>

上六印刷㈱で使用する薬品中にジクロロメタンを含むものが判明し、その薬品を使用する作業工程を外部発注にかえて、ジクロロメタンを取り扱っていない、との説明あり。

また、資料番号4と5の整合性については、資料番号4の方は事業者から排出される物質、資料番号5はあくまで下水道法等の排水基準の項目で、別のものである、との説明あり。

そして、MSDSに関する指定物質の取扱量や排出量の届出は、事業者が直接、環境省に届け出る、旨の説明あり。

<委員長>

その届出は、公開にすべきでは、との発言あり。

<委員>

委員長から指摘のアクリレートモノマーについて、測定されているなら委員会で公開してほしい、との発言あり。

事務局の説明で製版室系統排水を3種類に分けることが可能になり、デジタル製版、オフセット製版、シルク製版はすべてが新しく機械を導入されたのか、それともシルク製版は製版室系統排水で何か排水できる条件が整ったのか、との発言あり。

<委員>

事業所でジクロロメタンは取り扱わないと説明されたが、資料番号5で基準値以下で検出しているの、この濃度のジクロロメタンを排水する予定があるということか、との発言あり。

<委員長>

資料番号5の下水予定排水の中でジクロロメタンが検出されているのになぜ、資料番号4にリストアップしていないのか疑問に思う、との発言あり。

<事務局>

資料番号5の下水予定排水の水質試験は平成24年4月に実施したもので、その結果ジクロロメタンが検出していることから、混入原因を上六印刷(株)に確認し、脱脂液に含まれることが判明し、脱脂液の使用を取りやめた後、再度水質検査を行いジクロロメタンは検出しなかった、との説明あり。

<委員長>

安全性であるのは良くわかるが、資料としては整合性が一番大事で、今は使用がなくても配水管に残っている可能性があるのではないかと、との発言あり。

<委員>

資料番号5で排水基準値以下ですが、濃度が低いから大丈夫なのではなく、濃度が低ければ体内に入り、高ければ逆に拒否反応で細胞内に入らないことから、希釈することで公共用水域の魚や海草などの細胞に入り、食物連鎖から我々の肝臓や腎臓に蓄積される、との説明あり。

上六印刷(株)が下水予定排水をどういう基準で決め、どのように測定するのか明らかにする必要があるし、自然界に排出されているんな化学変化から別の発がん性物質に変わることもあるので絶対安全とは言いがたく、ジクロロメタン、シクロヘキサンなどは常温で気化して大気中に放散するものもあるため、生態濃縮の安全性まで考慮して排水をされるのか確認が必要と考える、との発言あり。

<委員>

下水予定排水とはどういう意味ですか、との発言あり。

<委員長>

まだ公共下水道に排水していないが、委員会で認められれば排水する予定のもの、との発言あり。

ジクロロメタンは、今後使用が無ければ薄まっていくが、毒性が言われているアクリレートモノマーや生態濃縮される化学物質については、食物連鎖で人間に蓄積されるので、排出基準を守るだけでなく、MSDSの物質については排出してはならないし、資料番号4と5の整合性を合わせてほしいということと、ジクロロメタンを使わないなら文書で使わないと提出していただくこと、さらに資料番号5の鉛の下水排水基準は0.1mg/Lで、検査結果は0.05mg/L検出しており、半分に薄めていることも考えられます、との説明あり。

ところでアクリレートモノマーは、誰がどのような分析方法で濃度を出すのか証明するのは難しいはずで、整合性をしっかり出していきたい、との発言あり。

<委員>

排水の濃度を測るだけでは足りないので、濃度と排水量の積の総量で考える必要がある、との発言あり。

<委員>

行政としてはこの資料を少なくとも1週間前までに配布すべきだと思います。仮に学識の先生方から問題があると指摘をうけたとしても、住民は問題があるという認識をしっかりと受け止めて、行政に対する不審はもたない。今の方法だと学識の先生方の発言がなければ、このまま通っていたと思います。行政として特に住民側から不信感をもたれない進め方が大事であるがゆえに、資料は事前に渡しておくことが必要です、との発言あり。

ジクロロメタンを使用しないということだが、法律家としては資料番号5の記載は、0.007mg/Lなら排出していいと読みます。委員長が指摘したように使わないなら使わないと明記しておく必要があり、そうでないと使うことが前提になりますのでそういう化学物質があるのなら記載しておいたほうが良いと思う、との発言あり。

<委員長>

学研高山地区に奈良先端科学技術大学院大学が来たということは、生駒の誇りと思います。住民の方が心配するようならば、改善しながらということになります。企業と住民の間に信頼関係ができ、学研都市は発展していくと思う、との発言あり。

<事務局>

資料の出し方でご指摘ありましたが、資料番号5の予定排水の数値については、今年4月に協議を上六印刷㈱が申し出た時の水質検査結果の数値で、この数値をもとにおかしいところを7月に再度調査させて、最終的にはこの計画書の資料番号4 別表1「事業所で使用する全化学物質」をここに一覧表で挙げており、これ以外のものは使わないという協議を受けて、協議成立はしています、との説明あり。

<委員長>

資料番号4の別表1と2に記載されている以外の化学物質は使わないと上六印刷㈱がおっしゃっている。そうしますと資料番号4に記載があつて、資料番号5に記載がないのは疑問が残る、との発言あり。

<委員>

資料番号5は下水道排水基準による検査項目と聞いていますが、その中にアクリレートモノマーがないのは、アクリレートモノマーが下水道排水基準に含まれていないということですか、との発言あり。

<委員長>

そういうことになりますが、下水道排水基準だけでは欠点があるということですが、との発言あり。

<事務局>

アクリレートモノマーは、下水道排水基準にはないため、下水に排水するとして下水道法、生駒市下水道条例から調査する根拠がないものです、との発言あり。

<委員長>

MSDSに決められて日本で測定できない化学物質について、可能なら原点回収して流さないよう住民なら言うと思います、との発言あり。

<委員>

質問ですが、洗浄排水を下水道に放流したいとのことで上六印刷㈱から申出があつたと説明がありましたが、他の印刷会社は洗浄水を下水道に放流されることはよくあることなのですか、認められるケースですか、との発言あり。

<事務局>

下水道法、生駒市下水道条例等々に排水基準があり、基本的に下水道の施設を使っ

て処理する場合、基準値以下にしなければと法律に記載があります。上六印刷(株)は化学物質を流せないのか、とのご質問がありましたが、この施設は特定事業場になることから、奈良県流域下水道センターで処理するにあたって、事業内容によって排水中に含まれる水質検査項目や基準が決められています、との説明あり。

資料番号5に関しては41項目について水質検査結果から排水基準を確認しており、印刷業であれば、県の指導で41項目ではなく、少ない項目で測定するよう指導されている。下水道の施設を使って処理するものについては排水基準で規制しています。基準値以下の項目につきましては、学識の先生方の意見は判りますが、下水道の担当部局としては流してはいけないといえないし、奈良県内にある他の印刷業の特定施設は下水に排水しています、との説明あり。

<委員>

委員長にお伺いしますが、資料番号4の別表2に含有物(化学物質・薬品)が記載されていますが、その化学物質の中で、特に問題があると考えられるのは、アクリレートモノマーだけですか、との発言あり。

<委員長>

ほとんどのものがMSDSに入っていて、それ以外にもIARC(国際がん研究機関)で指定された化学物質については、永い目で見て生態に影響があり、公共用水域に流さないほうがいいとの見解があり、そういう物質も含めて下水へ流されるなかで排水基準になるのであれば、業者から薬品を購入する場合はMSDS(化学物質安全データシート)で義務づけられています、との説明あり。

<委員>

行政として排出基準を満足すればそれ以上は言いにくいでしょうが、こういう議論の場で基準より厳しい基準を合意できないルールもないわけで、この委員会でもう考えるのか、排出基準をクリアしているから私たちは必ずうんと言わなければならないことはないし、行政として排水できないとは言いにくいのも良くわかります。もうひとつ排水に関して単体で見たときに危険ではないという評価になったとして、色々な化学物質が組み合わさったときにどうなるのか、その評価が基準として実はないので不安に思います、との説明あり。

<事務局>

資料番号5の41項目は下水道法及び生駒市下水道条例で規定されている全項目で、印刷業は特定事業場で上六印刷(株)の排水は大和郡山市にある奈良県流域下水道セン

ターで処理して大和川に放流されます。奈良県が特定事業場に対して 25 項目の水質の検査を指導しており、特定事業場の用途によって検査項目が異なる。従って当初上六印刷(株)は 41 項目の水質検査を行ったが、25 項目全てを今後自主検査するわけではない、との説明あり。

<委員長>

上六印刷(株)が、法的に決められている 41 項目以外についても排水して戴きたくない意見があつて、生態濃縮も考慮して常識の範囲内で可能な限りチェックしてほしいし、できることなら使用を止めてほしいということで、水質検査の検査回数を年 6 回なり、もっと増やしてほしいことと、原点回収したほうがいと国際的に示されている化学物質は、法規になくても住民の方が望んでいるということを考慮して、もう一度委員会を開いたほうがいいのではと考えます、との発言あり。

<委員>

住民側としては、排水しないですむのなら、排出しないでほしいと思います、との発言あり。

濃度だけでなく総排出量も関係があります、というご指摘がありましたが、1 日 500L や 750L なり排水された場合、何らかの形で影響のある物質が、年間どのくらい排出されるのか、推定でも提示していただきたい、との発言あり。

放流することを認めた場合 1 日 500L とか 750L の記載がありますが、それが日最大排水量になるのか、との発言あり。

<委員>

できるだけ濃度と総量を記載していただけるよう企業に努力をしていただきたい、との発言あり。

<委員長>

もう一度委員会を開くか、開かないのかここで決めてしまいたいと考えますが、事務局、どうですか、との発言あり。

<事務局>

事務局としましては、資料番号 5 にあつて予定排水と書いてあるのは、4 月に調査した結果で「予定」という言葉が入っているから議論で混乱を招いたと思います。4 月 16 日の調査結果について疑義があるようなので、ジクロロメタンについて影響のないように環境部局から業者に指導し、排水基準値をクリアされ、県流域下水道センター及び市の下水道課においてこの基準以下なら放流が可能であるとの回答をい

ただいている以上、総合的にみて排水を認めていかざるおえないし、上六印刷(株)が年4回測定し、市のポンプ施設でも定期的に測る予防策を講じて対応します、という発言あり。

<委員>

良くわかりますが、測ることだけではなく何か基準を設けておかないと数値が変動した時にどう動くかの対応を考える必要がある。今のままでは漠然としているので、例えば100を基準とした場合1上がったら動くのか2あがったら動くのかと明記することは無いにせよ、何か基準というものが必要ではないか、との発言あり。

<委員長>

基準値が定まっている化学物質は規制できるが、基準値のないものをどうするのか。ジクロロメタンは印刷業界の胆のうがんが発覚したから国をはじめとする行政が取り締まっていきますが、起こってからでは困るのが住民で、MSDSなどの国際的に公共水域に流さないほうが良いといわれているものは、原点回収してほしい、と私が住民ならそう思います、との発言あり。

特に資料番号4の別表2 シルク製版の洗浄水だけは流してほしくないことと、排水基準は必ず遵守していただきたい、との発言あり。

<委員>

我々としては、怖いものは使わないでほしい、原点回収もいいが、技術革新もすすみ、こういうものを使わなくてもすむように前向きに検討いただき、使わないように行政も指導してほしい、との発言あり。

<委員長>

法令遵守で合法的というだけではなく委員会として管理できないモラルもあれば、生物学的なものもあり、そういった意味で委員の方も率直な意見を言わせて戴いて次回どのようにしていくのか事務局の方お話しください、との発言あり。

<委員>

製版室系統排水は流さないとなっていました、洗浄水を下水に流すことになった理由は、もともとは廃棄物処理収集運搬業者が回収していたのに流すということは単純に企業側の費用の問題ですか、との発言あり。

<事務局>

費用もあるが、新規に機械を購入され、洗浄水の排水が下水の基準を満たすことが

可能となったことが協議の始まりです、との発言あり。

<委員>

下水へ流すよりも廃棄物を集めてもらってほとんど費用が変わらなければ、こんな議論する必要ないわけで、集めて処理する費用がかなりかかるので、それなら基準を満たすことだから排水をさせてほしいとの理解でよろしいか、との発言あり。

<事務局>

経済的な問題が一番大きいと認識しております、との発言あり。

シルク製版だけを原点回収するご意見いただきましたことをひっくるめて下水道へ流すか、原点回収をするのか再度、上六印刷㈱と協議いたしますが、奈良県下の同業者が流している状況の中で、その地域のみ厳しく行政指導していくのはいいのかどうか、そのあたりも再度協議して下水へ流すということになりましたら、再度委員会を開会して協議しようと思いますので、と意見を求める発言あり。

<委員長>

事務局から誠意のあるご回答をいただきましたが、業者と市で協議し、決めた上で必要があれば委員会を開くということによろしいか、との発言あり。

<委員>

委員長から指摘のあったシルク製版室の洗浄水だけでも分離して原点回収をすることについて、業者のほうでそれも含めて検討すると回答いただき、それが仮に分離回収可能だということであれば、今後十分に安全性を確認していただくということで、認める方向でよろしいと思います、との発言あり。

<委員長>

業者も全部原点回収はコストがかかりすぎることなので一部のところだけ原点回収するということであれば、あとは法的な基準を守ることで結構ですが、ただし4回は自主検査して、市も1月に1回、合流点で全項目を水質検査していただきますので皆さんよろしいか、との発言あり。

<事務局>

確認させていただきたいのですが、シルク製版の洗浄水は原点回収になった場合、他はそのまま、検査を年4回の業者による自主検査と市の月1回の全項目検査を実施することであれば、委員会を開かずに認める方向で良いということですか、との発言あり。

<委員長>

もし、業者がシルク製版の洗浄水を原点回収し、それ以外のものは下水の排水基準以下に薄まったものを流しますとこれも年間どれだけ排出するのか文書で残していただくと決まれば、委員会を開かずに資料手渡しでよろしいですか、との発言あり。

委員全員了承

<委員>

結構です。仮にシルク製版の洗浄水も流したいとの回答がかえってきた場合は、再度委員会を開いていただく。その際、シルク製版のほうのいろいろな化学物質が市の検査項目に入っていないということです。事業者できちっと測定していただいて、委員会で公開していただくという形でご検討いただきたい、との発言あり。

<委員長>

副委員長の希望も入れて、どういう決定で自己管理していくかを文書で出していきたい、との発言あり。

<委員>

これは、一旦下水へ流れることで、近隣で田んぼを耕作している水利には入らないということで認識してよろしいか、との発言あり。

<事務局>

山田川流域のみならず流域下水に流れるため、生駒市内の河川に流れでることはありません、との発言あり。

今年学研高山地区に進出いただいた幸信プラスチック株式会社の状況について少しご報告させていただきます。

皆様のおかげをもちまして、3月23日に生駒市と環境保全協定を締結し、地元要望による工事概要説明会を7月6日にさせていただき、7月下旬より工事着工にかかっており、現在鉄骨・外装工事を行い、竣工は12月下旬の予定です、との発言あり。

<委員長>

それでは、これで委員会を終わりますが、事務局におかれましては、今後とも当該地区の環境保全に万全を尽くされるよう、監視測定調査をよろしくお願ひし、本日の委員会を閉会させていただきます、との発言あり。

以上、第1回生駒市学研高山地区環境保全対策委員会会議録として、会議の内容と相違ないことを確認し、署名する。

署名委員 吉田喜代一

署名委員 谷岡 寛